

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 8 年 9 月 4 日

収支等命令者

佐賀県農林水産部林業課長 北川 恭浩

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和 8 年度「佐賀県森林環境税」に関する県民等意識調査業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 県内一円 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 過去 15 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

(1) 入札に参加しようとする者は、下記の書類を、令和 8 年 9 月 11 日（金）17 時までに（3）担当課に持参又は郵送すること。（郵送の場合は、令和 8 年 9 月 11 日（金）17 時までに必着。）

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式 1）

イ 誓約書（別記様式 2）

ウ 法人に関する調書（別記様式 3）

エ 業務履行実績調書（別記様式 4）

(2) 提出した関係資料等について説明及び追加資料の提出を求められた場合は、これに応じること。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(3) 担当課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号 新館 10 階

佐賀県 農林水産部 林業課 企画振興担当

電話 0952-25-7132

Mail ringyou@pref.saga.lg.jp

4 入札の辞退

入札に参加する者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、この場合は、速やかに別に定める入札辞退届（別記様式 5）を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定し、入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 15 日（火）までに通知する。

6 公告内容等に対する質問の受付

公告内容等に質問がある場合は、質問書（別記様式 6）に内容を記載し、3（3）担当課のメールアドレスへ送付すること。なお、質問の受付期間は、令和 8 年 9 月 11 日（水）12 時までとする。

回答は、令和 8 年 9 月 15 日（火）までに入札参加資格者すべてに電子メールにより行う。

7 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時 令和 8 年 9 月 18 日（金）14 時

(2) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号

佐賀県庁新館 10 階 農林水産部内会議室（南西角）

8 入札方法

(1) 入札者の直接持参による入札又は郵便による入札。

(2) 入札は別に定める入札書（別記様式 7）により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状（別記様式 8）を提出するものとする。

(3) 入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和 8 年 9 月 17 日（木）17 時までに 3（3）担当課に必着のこと。期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しない。また、封筒に「令和 8 年度「佐賀県森林環境税」に関する県民等意識調査業務委託入札書在中」と表書きすること。

(4) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 110 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を

入札書に記載すること。

イ 入札書の入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭書に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入された者を提出した者

オ 8 (4) イによらない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字当により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

コ 1人で2以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のない者

シ 入札保証金を納入しない者又は保証金の納入額が不足する者

ス 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(7) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担する。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うこととする。

9 入札保証金

(1) 入札書の提出期限までに、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

(2) 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

ア 国債又は地方債額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

イ 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

ウ 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

エ 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額
(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

オ 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

カ 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(3) 佐賀県財務規則第103条第3項に基づき、次の各号に該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。

- ア 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- イ 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 第 1 回目の開札の結果、落札者がいない場合（入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに、再度の入札を行う。
- (4) 入札は原則 3 回（1 回目の入札を含める）を限度とし、落札者がいない場合は、最終の入札において最低の価格で入札をした者と、地方自治施行令第 167 条第 2 項第 8 号の規定により、随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

11 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 2 に掲げる要件のすべてを満たす者で、国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

12 その他

- (1) 入札説明会 実施しない
- (2) 仕様書及び申請様式等の入手方法 佐賀県ホームページに掲載
- (3) 契約書の作成要否 要